

令和1年度・会報

第14回

令和2年1月28日

30年中間貯蔵施設地権者会

会長 門馬 好春

会員の皆さんにいつも大変お世話になりありがとうございます。

当会の「令和1年度事業計画」に基づいた活動は、不誠実な環境省を糾し「是正」を求める知見豊富な専門家の指導を頂き厳しく追及しており、下記の通り実施いたしました。主な内容を第14回目の会報としてお届けさせて頂きました。

1. 【環境省説明会】

(1)6月15日(土)いわき市文化センターにおいて、福島県等からのご出席も頂き第5回環境省説明会が開催されました。冒頭従来通りのテレビカメラ撮影を排除しようとした環境省に対し当会から抗議して撤回させる一幕で始まりました。環境省の配布資料に基づいた説明の後、皆様から福島県外最終処分場への搬出に向けた具体的な処分場探しや輸送トラックの安全対策の改善等を求める多くの要望や意見等と共に環境省の不公平な用地補償について是正を求める声も時間を延長した中で多くが出されました。

なお、後日、環境省が作成した質問等の項目では環境省にとって不都合な部分は削除されておりましたので、抗議し直させると共に今後同様の行為をしないことを確約させました。具体的な内容は、既に送らせて頂きました環境省回答書(9月6日付)の通りです。

〈門馬会長挨拶の様子〉

〈環境省対応者の様子〉



(2)11月22日(金)第6回環境省説明会をいわき市生涯学習センターにおいて、前回と同様福島県等からのご出席も頂き開催されました。当初の開催予定は10月12日でしたが、大型台風19号の影響を踏まえ延期をしておりました。環境省の配布資料に基づいた説明の後、会員の皆様から福島県外最終処分場への搬出に向けた具体的な工程表の提示要求や中間貯蔵施設内での連なった暴走トラックに対する早期改善要望等が出されました。地上権の使用補償については門馬会長から1つ1つ矛盾点を糾し、環境省側から次回団体交渉で丁寧に説

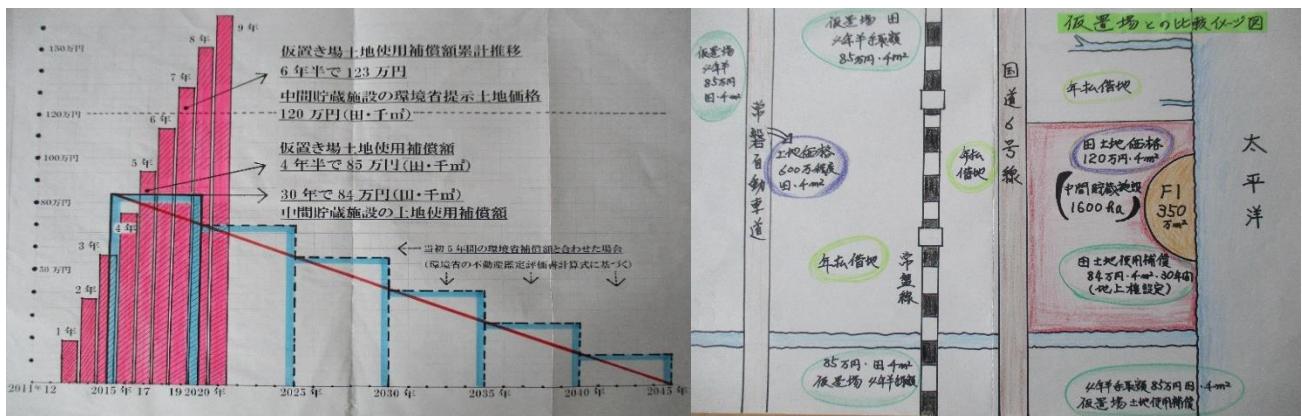
明することで理解して頂きたい旨の要請を受け終了いたしました。

詳細な内容は、今後環境省から要望等の回答書を受領後、皆様に送付させて頂きます。

2. 【環境省との団体交渉内容等】

(1) 6月27日(木) 第38回団体交渉を東京神田で行いました。4月から着任した交渉責任者の野村調整官は体調不調により、栗田用地企画課長、横山用地補償課長他1名との交渉になり、不公平な補償「4年半より少ない30年間の土地使用補償の手取り額」を示し回答を求めましたが、環境省側の引継ぎ不足、勉強不足、知識不足であるで、当会講師による環境省への勉強会の様でしたので、この環境省対応に対して翌日抗議の電話を入れました。

〈4年半より少ない30年間の補償の手取り額〉 〈仮置き場との比較のイメージ図〉



(2) 10月29日(火) 第39回の団体交渉をいわき市文化センターで行いました。先ず、小泉進次郎環境大臣宛て要望書を下記写真の通り環境省側に読み上げて手渡し、大臣に対し中間貯蔵施設の取り組みに対する改善要求を行いました。続いて、団体交渉を行いましたが、野村調整官は医師の勧めにより当会との交渉等から退き、初めて環境省生え抜きの三田特定物件等補償対策室長を交えた交渉となりました。交渉内容は、国内統一ルールである要綱・基準の適用と不公平な補償を当会から説明し是正を求めた後で、H26年3月31日日本不動産研究所から環境省に提出した報告書には当会が主張している同要綱・基準の条項を記載の上「地代（但し環境省指示で一括払い）」と明示されておりました。これが、なぜ、地上権設定対価（=物権の地上権の正常価格）となつたのか、その根拠を求めましたが、環境省は答えることができず、宿題持ち帰りとなりました。今回は大熊町・双葉町から職員がオブザーバーとして出席して頂き、両町には交渉の実態を知って頂くことができました。

〈要望書を提出している様子〉

〈第10月30日河北新報記事〉



(3) 12月12日(火) 第40回の団体交渉を東京神田で行いました。当会から第6回環境省説明会と同じく、地代から地上権の正常価格に変更した根拠と資料を求め、更に、平成26年9月～10月の地権者説明会時配布資料には「不動産鑑定士の鑑定評価等を踏まえて算定した」と明記されているが、この時点では不動産鑑定評価書がなく、翌年2月27日に提出されていたことを糾しました。これらの経過について環境省側からまた「勉強不足で申し訳ないが次回迄確認させてほしい」との要請がありました。環境省の地上権補償はルール違反と不公平な補償だけでなく、地上権の補償を算定した決裁書類もなく、その経過手順にもウソと不備があることが判明しました。このように環境省は明確な根拠の説明も出来ず、引き延ばしのみを行っている状況です。

栗田用地企画課長から小泉大臣宛提出要望書は11月28日に同大臣に報告し大臣は、要望書を直接確認したとの報告と共に今後も環境省の考え方を丁寧に説明していきたいとの回答がありました。当会からは要望書の各項目に対する回答を口頭でなく書面で示すよう申し入れました。

〈第40回交渉状況〉

〈地代から地上権の正常価格への変更経緯表〉



日(西暦) 年 月 日	内 容
2015.03.31 月 3月 31日	【H26年3月31日報告書(その2)】《要綱第19条・基準第24条》から「地上権の正常価格」への変更経緯
6月 2日	環境省「(福島)研究所間で契約書(住権書合)、締結」(H25年度(24年度廻続)の契約は本省で締結)
5月 31日～6月 15日	住民説明会(環境省HPに記載掲載)先立つ反対の声大
6月 16日	石坂環境大臣の「金日止めよ」免言で地代の反対が更に拡大
7月 1日	環境省原大臣は復興大臣本部が福島県・南町長が地主権(一括払い)も選択肢を説明【資料別紙】
8月 8日	国・中野(原のHPにも掲載)7月1日と同様【資料別紙】住民説明会での対応→地上権の設定
9月 10日	「公用地の地代失補償の基本的ルールの下」[地権者説明会時の説明資料]
9月 29日～10月 12日	研究者から地上権の変更報告書と地権者説明会時の説明資料
10月 16日	地権者説明会(環境省HPに記載掲載なし)配布資料;用地補償の概要「地上権価格・地上権設定対価」一括前払い
11月 19日	地権者から用地補償について反対の声大、配布資料:イメージについて「地上権価格は土地価格の7割」
12月 26日	中間期減法成立(原のHPに記載掲載)「県外敷設施分場への搬出に努力義務のみ」
2016.03.27日	中間期減法の環境省内規基準局長通知「空間・地下限定期条件に上越の長期に係る補償額を記載」細則同日
3月 27日	環境省「(福島)研究所間で変更契約書(住権書合)、締結」「所有権及び地上権の正常価格を算出」と指示
	報告書(その2)から翌年2月の地上権の不動産評定評価までの間に提出、報告された同研究所の報告書や説明等の資料(裏付)結果はあつたか?どの様な経過と根拠に基づき要綱第19条・基準第24条の条文にある時代での地代から条文にない地上権の正常価格に環境省で検討して変更したのか何故、環境省の内規基準は、要綱・基準の地代使用補償条件は長期間も対象なりに空間・地下限定期条件に地代の长期使用補償を入れられたのか?環境省説明「時間の概念がない」(短期も長期も対象)の環境省回答であるが、何故かその根拠を具体的に示して頂きたい?
	『環境省と日本不動産研究所の契約書(住権書合)』及び報告書・調査報告書・不動産鑑定評価書の不満事項の完全実行の請求について
	1. 打合せセミナーは回数と必要の都度実施し、1週間以内に協議内容を研究所に取り纏めると記載されている。
	更に行合せセミナーには、同研究所は必要な資料を作成するとも記載されている。「しかし、記録・資料は環境省には無いとの回答」
	2. 住権書には、不満が発見された場合、研究所は無償で指摘を講じることある。「公金の税金使用でありこの不満には現行を求める」
	3. その他、上記成果品の不満についてはその都度確認して請求しているので完全実行を求めていた。

3. 【双葉地方広域市町村圏組合にクリーンセンターふたばの説明会開催を要望】

9月2日はいわき市植田の双葉町役場いわき事務所にて、同組合の伊澤史朗管理者、鈴木孝治同組合事務局次長、石橋久環境衛生課長に対して、1年前から環境省から依頼が来ていたにも拘らず、中間貯蔵施設の中に放射性廃棄物の最終処分場を設ける基本協定書を住民・地権者等への説明会も開催しないで環境省・福島県・同組合間に於いて8月5日付で締結したことは、住民・地権者等軽視であることで、速やかに住民・地権者等への説明会を開催して頂きたい旨を申し入れました。

このことは第6回環境省説明会でも出席した会員の方々からも、環境省に対してこの様な後出しジャンケンでの理不尽な進め方に対する抗議と説明会開催の申し入れがありました。この説明会の開催は引き続き要望していく予定です。

4. 【両町へのご報告と支援要請等】

(1)6月19日(水) 大熊町の新役場庁舎にて渡辺利綱町長、石田仁副町長、池沢洋一議会事務局長に当会の活動報告を報告し、要望書を手渡し支援のお願いをいたしました。(双葉町には5月29日訪問を前回会報でご報告)

要望書は鈴木光一町議会議長へも提出いたしました。

(2)9月2日はいわき市植田の双葉町役場いわき事務所にて伊澤史朗町長、平岩総務課長、猪狩建設課長等に当会の活動報告を報告の上、引き続いた情報共有と支援要請をいたしました。

(3)9月24日は大熊町の役場にて、渡辺利綱町長、吉田淳副町長、吉田総務課長に当会の活動報告を報告の上、引き続いた情報共有と支援要請をいたしました。

〈6月19日渡辺町長等にご報告の様子〉 〈9月2日伊澤町長等にご報告の様子〉



5. 【今後の活動方針・予定】

国・環境省の基本交渉方針は、公共事業に関する法律や補償基準要綱・同基準等国内統一ルール外の不公平・不適切な低い補償であることに加えて今回は、その手続きにも不備とウソが確認されましたことから、国・環境省としては何とかこのまま逃げきりたいということではないかという事が更に強く感じてきております。

「補償価格・安全・除染・汚染土再利用・2045年3月12日迄の返還と原状回復・福島県外最終処分場建設と同処分場への搬出・復興等の課題と問題」等々然りです。

当会は福島県・大熊町・双葉町へのご報告と情報共有を図りご支援を頂き、各専門家の先生方のハイレベルな知見をもってご指導を頂き、マスコミには情報提供を行い諸活動に取り組んで参ります。今後も会員の皆様と共にルールならびに国の約束等に基づいた正義の声を出し続け、国・環境省の間違いを糾し是正を求めていきましょう。以上

添付書類 (1)2020年1月号月刊政経東北「議論進まぬ汚染水と中間貯蔵」
(2)小泉進次郎環境大臣宛てに提出した要望書

(作成者・問い合わせ先：30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)

PCメール mommayoshiharu@gmail.com

携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp

携帯電話 [090-3533-5515](tel:090-3533-5515)

※問合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。